

今年の確定申告、 節税対策は万全でしたか？

弁護士国民年金基金に加入して来年の確定申告の対策を！

★裁判官・検察官や企業内弁護士などは厚生年金に加入しており、それを老後の頼りにします。しかし自営業者である弁護士には厚生年金がありません。国民年金は支給金額が少ないため、それだけで老後を過ごすのは非常に困難です。

★弁護士国民年金基金に加入すると一定の利率で将来の年金積立ができ、終身年金を基本に確定した年金額を受け取ることができます。さらに、毎年納付した掛金全額が社会保険料控除の対象になり、節税効果は絶大です。

弁護士国民年金基金の
控除額は？

年間最大¥816,000



国民年金基金掛金月額〇〇円 × 12ヵ月 × 該当合算税率
＝ 軽減額(概算) 〇〇〇〇円(右下の項目)

課税所得金額	所得税・住民税・復興特別所得税の合算税率	最大節税額(概算)
195万円超330万円以下	20.21%	16万円
695万円以下	30.42%	25万円
900万円以下	33.483%	27万円
1800万円以下	43.693%	36万円
4000万円以下	50.84%	41万円
4000万円超	55.945%	46万円

★当基金の資料請求は、WEB または FAX で簡単に行えます★

- ▶ FAXで資料請求をご希望の方は、下記(【FAX資料請求】)にご記入の上、本書面を返信ください。
- ▶ WEBで資料請求をご希望の方は、下記(【WEB資料請求】)のQRコードからアクセスしてください。

【FAX資料請求】FAX:03-3581-3720

氏名: 登録番号:
送付先: 〒
TEL:

【WEB資料請求】

当基金のHPでは加入プランのシミュレーションもできます！
URL: <http://www.bknk.or.jp>

